

平成25年度 中小企業関係概算要求 ・ 税制改正要望 ・ 財投要求について

平成25年度 中小企業関係概算要求等のポイント

※()内は平成24年度予算額

平成25年度中小企業対策費 概算要求額<政府全体>2157億円*(24年度:1802億円)(うち経済産業省1314億円+事項要求(24年度:1060億円))

※復旧・復興経費を除く。平成25年度概算要求における復旧・復興経費を含む中小企業対策費は、政府全体で2299億円+事項要求(24年度:3356億円)、うち経済産業省分は1456億円+事項要求(24年度:2048億円)。

「中小企業」は、「日本再生の4大プロジェクト」のひとつ*。我が国の経済成長を牽引し、将来のグローバル企業の苗床、地域の雇用や社会をしっかりと支える地域の核となる存在。来年度は、I. ちいさな企業に光を当てた施策の再構築、II. 東日本大震災における被災中小企業等の復旧・復興支援、を柱に施策を講じていく。

※日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)「担い手としての中小企業」-ちいさな企業に光を当てた地域の核となる中小企業活力増プロジェクト-

I. ちいさな企業に光を当てた施策の再構築 <1314億円+事項要求(24年度:1060億円)>

経営支援体制の抜本強化

○知識サポート・経営改革プラットフォーム事業
74億円<うち要望枠47億円>(新規)

多様な起業・創業スタイルに応じたきめ細かな支援

○“ちいさな企業”未来補助金 50億円
<要望枠50億円>(新規)

主婦や学生の社会参画支援

○主婦層向けインターンシップ事業 5億円(新規)

日本の知恵・技・感性をいかした海外展開の支援

○地域海外展開中小企業発掘・事業化支援事業
21億円<要望枠21億円>(新規)

○中小企業海外展開等支援事業 26億円(28億円)

技術力の更なる強化、技術・技能の継承

○ものづくりマイスター活用技術・技能継承促進事業
12億円<要望枠12億円>(新規)

○戦略的基盤技術高度化支援事業
170億円<うち要望枠79億円>(132億円)

販路開拓・取引関係

○新事業活動促進支援事業
31億円<うち要望枠18億円>(20億円)

きめ細かな資金調達手段の整備

○中小企業の資金繰り支援 270億円(270億円)

○資本金性を供給する制度の整備
<中小企業の資金繰り支援の内数>

○中小企業経営力強化資金融資事業 11億円(新規)

○中小企業経営力基盤支援事業(経営力強化保証)2億円(2億円)

「地域」の中の中小・小規模企業(商店街等)

○地域商業再生事業 42億円
<うち要望枠12億円>(15億円)

○中心市街地魅力発掘・創造支援事業10億円(新規)

中小企業金融円滑化法の期限到来を踏まえた支援

○中小企業再生支援協議会事業 43億円(47億円)

グリーン・ライフ・農林漁業の担い手としての中小企業

○“ちいさな企業”未来補助金【再掲】

○戦略的基盤技術高度化支援事業【再掲】

○新事業活動促進支援事業【再掲】

消費税引き上げに伴う転嫁対策

○消費税転嫁状況に関する監視・検査体制強化事業
事項要求(新規)

○消費税転嫁円滑化相談窓口設置等事業
36億円<要望枠36億円>(新規)

<要望枠354億円> ○知識サポート・経営改革プラットフォーム、○未来補助金、○地域海外展開、
○ものづくりマイスター、○地域商業再生、○戦略的基盤技術高度化、○新事業活動促進支援、○消費税転嫁対策 等

II. 東日本大震災における被災中小企業等の復旧・復興支援 <復興特会:142億円+事項要求(24年度:988億円)>

○【復興】資金繰り支援(東日本大震災特別貸付等) 事項要求(315億円)

○【復興】仮設工場・仮設店舗等の整備 30億円(50億円)

○【復興】中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金) 事項要求(500億円)

○【復興】中小企業移動販売支援事業 3億円(3億円)

○【復興】被災地域商業復興支援事業 事項要求(新規)

○【復興】中小企業再生支援協議会事業(産業復興相談センター) 31億円(新規)

平成25年度中小企業関係税制改正要望について

1. 創業の促進

(1)ベンチャー企業の事業拡大に係る税額控除

○エンジェル税制の対象となる創業間もない中小ベンチャー企業※が、雇用者を2人以上かつ10%以上増加させた場合、支払給与増加額の20%を、最長5年間税額控除する措置を創設。

※エンジェル税制の対象企業

創業10年未満である中小企業であること等の要件に該当する企業。

(2)創業時の登録免許税、印紙税の免税

○資本金2000万円未満の株式会社設立時の登録免許税、印紙税を免税とする措置を創設。

※現行制度

登録免許税：資本金額×0.7%

(資本金額×0.7%が15万円未満の場合は15万円)

印紙税：4万円

→資本金が2000万円の株式会社でも1円の株式会社でも登録免許税、印紙税の税額は同じであり、小規模な株式会社ほど負担が重い。

(会社設立コストの国際比較)

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
手続費用	24万円	約1万円 (135ドル)	約0.5万円 (40ポンド)	約3.1万円 (315ユーロ)	約3万円 (300ユーロ)

(出典) (独) 日本貿易振興機構

2. 消費税引上げへの対応

(1)商業・サービス業の投資減税

○中小商業・サービス業が魅力向上や事業改善等に資する設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%)を選択適用できる減税制度を創設。

<対象設備>

・30万円以上の器具・備品

例：冷凍・冷蔵機能付の商品陳列棚への入替え

・60万円以上の建物附属設備

例：通常の照明をダウンライトへ入替え

(2)少額資産の固定資産税の免税

○消費税の納税事務に用いるためのパソコン等30万円未満の少額資産の固定資産税の免税措置を創設。

※国税(所得税、法人税)の扱い

国税では、30万円未満の少額資産は即時損金算入。
(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例)

5. 中小軽減税率の更なる引下げ

○中小企業のキャッシュフローを改善し、財務基盤を強化するため、法人税の中小軽減税率を15%から11%に引下げ。

3. 事業承継の円滑化

事業承継税制の抜本的見直し

○相続税の見直しに対応するため、現行の納税猶予制度の適用の要件を緩和するとともに、小規模会社が所有する土地の減額特例を創設。

<相続税・贈与税の納税猶予制度の適用要件緩和>

・5年間雇用8割維持の要件を、毎年ではなく5年間平均で判定

・親族外承継を対象化

・5年経過後に納税猶予額を全額免除など適用要件を緩和。

<小規模会社の土地の減額特例の創設>

・小規模会社が所有する事業用土地の評価額の80%相当額を、課税価格から減額する特例を創設。

4. 事業再生の円滑化

企業再生税制の見直し

○金融円滑化法の期限到来を踏まえた経営支援や被災地における復興支援の観点から、中小企業の事業再生を推進するため、企業再生税制の適用について、以下のとおり要件を緩和。

・再生ファンドや産業復興機構・東日本支援機構が単独で債権放棄をする場合も対象化

・1000万円未満の資産の評価損の損金算入

平成25年度中小企業関係財政投融资要求(未来会議関係)について

○中小企業経営力強化資金

平成25年度概算要求額 10.6億円(新規)

平成25年度財政投融资要求額 中小2.2兆円 国民2.6兆円の内数

中小企業が、創業時あるいは事業拡大・新分野開拓等を行う際に、認定支援機関※の支援(事業計画の策定支援・実行支援等)を受けることで、日本政策金融公庫から低利融資(基準利率から一定の利率を引き下げる)を受けられるように支援する。

○挑戦支援資本強化特例制度

平成25年度概算要求額 135.6億円の内数(新規)

平成25年度財政投融资要求額 400億円

新規事業や企業再建に取り組む中小企業の財務体質強化を図るため、資本性資金を供給する挑戦支援資本強化特例制度(資本性劣後ローン(注))について、適用金利を引き下げるために必要な補給金を手当てする。

(注) 劣後ローン:裁判所によって法的倒産手続きの開始決定がなされた場合に、全ての債務に劣後する融資のこと。